

間伐事業費確保へのお願い

公社が実施してきた間伐等の森林整備事業は、事業資金（自己資金）がないことから、森林整備関係補助金（県）及び借入金の一部を原資として行ってきました。平成 25 年 10 月の特定調停成立により、宮城県・日本政策金融公庫からの借入金債務は県への弁済金を除き解消され、令和 4 年度以降は補助金+自己資金による事業実施となり、自立的経営の一步を踏み出すことになります。

分収林事業は、保育間伐、搬出間伐、主伐を柱に実施計画を立て実施していきます。上図に分収林経営計画期ごとの事業量を示しました。第二期改定版では、年平均で保育間伐 100 h a、搬出間伐 130 h a、主伐 80 h a の各事業を実施する計画となっております。

搬出間伐及び主伐事業で得られる木材販売収入が公社経営の財源となることから、事業の効率化、低コスト化に努め収益率向上を図っていくこととしております。

年平均で保育間伐 100 h a 実施に向けた保育間伐事業費の確保が大きな課題となっております。

全額を公社財源から拠出することは、収支見通しから厳しい状況にあり、分収交付金からの協力を契約者の皆様へお願いせざるを得ない状況にあります。現在、分収契約者であり、かつ社員でもある市町村、団体の皆様への状況説明及び今後発生する分収交付金からの協力をお願いしているところです。様々なご意見を頂いている状況ではありますが、ご理解、ご支援をお願いします。

